

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山形県		国	
1人当たり平均支給額(令和3年度)		-	
1,616 千円			
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.85 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.35) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~20%		・ 役職加算 5~20%	
・ 管理職加算 15~25%		・ 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(山形県)

令和4年度中における運用	特定幹部職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

山形県		国	
(支給率)	自己都合 勤奨・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度	47.709 月分 47.709 月分	最高限度	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
1人当たり平均支給額	一般職員 全体 19,639 千円 20,063 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員である。

(3) 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		62,663 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		793,203 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	19 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	4 人	16 %
愛知県名古屋市	15 %	3 人	15 %
宮城県仙台市	6 %	3 人	6 %
医師	16 %	17 人	16 %
県内全市町村	0 %	15,935 人	0 %
平均支給率	0 %	-	0.0 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		675,057 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		123,932 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		34.9 %		
手当の種類(手当数)		30		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度実績)	左記職員に対する支給単価
県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当	徴税吏員	納税義務者等の住居、事業所等において納税義務者等に接して行う県税の賦課徴収に関する業務	4,623 千円	日額 650円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉相談センター、児童相談所、女性相談センター、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所及び総合支庁に勤務する職員(当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。)	社会福祉に関する助言指導、相談、判定等の業務	7,587 千円	日額 580円 (福祉相談センター及び児童相談所に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの950円)

消防訓練指導に従事する職員の特務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、救急実技訓練等で人事委員会の定める業務	119 千円	日額 720円
回転翼航空機に搭乗して救急医療等の業務に従事する職員等の特務手当	職員等(警察職員を除く。)	回転翼航空機に搭乗し、救急医療、非常災害対策その他これらに準ずる業務で人事委員会が定めるもの	4 千円	1時間当たり 1,900円 (夜間の業務、その他これに準ずる著しく危険な業務に従事した場合2,470円)
防疫作業に従事する職員の特務手当	(1) 防災くらし安心部食品安全衛生課、健康福祉部新型コロナ収束総合企画課、衛生研究所及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項まで及び検疫法第2条に定める感染症(特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。)並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者もしくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件の処理作業	24,377 千円	日額 290円 ※心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合100/100を加算
	(2) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員	家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ症、結核、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにあつては、人事委員会規則で定めるものに限る。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第14条に定める感染症(以下「家畜伝染病等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病等の患者もしくは家畜伝染病等の疑いのある患者の診断又は家畜伝染病等の病原体の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件の処理作業		日額 380円 ※著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合100/100を加算
	(3) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員	家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会規則で定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業		日額 290円 ※心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合100/100を加算
	(4) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員	家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業で人事委員会規則で定めるもの		日額 3,000円 ※新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合 日額 4,000円
	(5) 職員等	新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるもの		
野犬捕獲作業等に従事する職員の特務手当	防災くらし安心部食品安全衛生課及び総合支庁に勤務する職員	狂犬病予防法の規定に基づき野犬を捕獲し、又は処分する作業	5 千円	日額 360円
夜間看護業務に従事する職員の特務手当	こども医療療育センター及び鶴岡乳児院の病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師もしくは保育士又はこれらに準ずる職員で人事委員会が定める者	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等の業務	16,365 千円	勤務1回当たり 2,150~3,550円 ※通勤の事情に応じた加算(上限1,140円)あり
精神保健及び精神障がい者福祉に関する業務に従事する職員の特務手当	健康福祉部障がい福祉課、精神保健福祉センター及び総合支庁に勤務する職員	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項及び第2項の規定による調査業務及び診察業務 (2) 法第27条第3項の規定により精神保健指定医の診察に立ち会う業務 (3) 法第27条第1項及び第2項の規定による診察のための移送業務並びに法第29条の2の2第1項の規定による精神障害者の移送業務 (4) 法第34条第1項及び第3項の規定による診察業務及び当該診察に立ち会う業務並びに同条第1項から第3項の規定による精神障害者の移送業務 (5) 法第47条第1項の規定による相談及び指導業務で人事委員会規則で定めるもの	346 千円	日額 290円

環境保全に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当	環境科学研究センター、環境エネルギー部水大気環境課及び循環型社会推進課並びに総合支庁に勤務する職員	(1) 工場又は事業所への立入検査に伴うばい煙、排水、残し、悪臭又は有害物質の調査業務 (2) 公共用水域における水質保全のために行う水中又は船上における水又は水底の汚泥の採取業務 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項による検査(帳簿書類の検査を除く。)もしくは収去又は相当量の廃棄物が放置されている場所における当該廃棄物の性状等の調査もしくは当該場所の原状回復の業務 (4) 維持管理が不適正な浄化槽を実地に検査する業務	298 千円	日額 230円
坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当	産業労働部産業創造振興課、農林水産部農村整備課及び総合支庁に勤務する職員	掘削中の鉱山又は旧廃坑の坑内における地質及び鉱床の調査又は指導等の業務	3 千円	日額 450円
坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災くらし安心部消防救急課、農林水産部農村整備課及び森林ノミクス推進課、県土整備部、会計局工事検査課並びに総合支庁に勤務する職員	掘削中のトンネル又は集水井の坑内で調査、検査又は監督の業務(集水井の坑内で行うものにあつては、地表下5m以上の深所において行うものに限る。)	25 千円	日額 560円
有毒ガス発生を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	消費生活センター、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、農林水産部環境農業技術環境課、農林大学校、農業総合研究センター、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター及び総合支庁に勤務する職員	有害ガス発生を伴う作業(2時間を超える場合に限る。)	463 千円	日額 250円
放射線照射作業に従事する職員の特殊勤務手当	こども医療療育センターに勤務する職員	放射線の照射作業(補助作業を含む。1時間を超える場合に限る。)	0 千円	日額 230円
職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当	職業能力開発専門校及び産業技術短期大学校に勤務する職員で人事委員会規則で定める者	職業訓練業務	28,857 千円	月額 給料月額の10%

と畜業務に従事する職員の特殊勤務手当	農業総合研究センターに勤務する職員	と畜検査又は獣畜のと殺解体業務	34 千円	日額450円
毒物及び劇物による病虫害防除作業に従事する職員等の特殊勤務手当	農林水産部、農業総合研究センター、農林大学校、病虫害防除所、森林研究研修センター、総合支庁及び高等学校に勤務する職員等	作物等の病虫害防除作業を実施する場合において、直接行う毒物及び劇物の調製及び散布する作業	37 千円	日額 250円
潜水作業に従事する職員の特殊勤務手当	水産研究所に勤務する職員及び警察官	潜水器具を着用しての潜水作業	10 千円	1時間当たり 310～1,500円
用地交渉業務等に従事する職員の特殊勤務手当	県土整備部、山形空港事務所、港湾事務所、農林水産部農村整備課及び総合支庁に勤務する職員	用地の取得もしくはこれに伴う補償又は道路法による道路に関する事業その他人事委員会規則で定める事業の施行により生じる損失の補償(用地の取得に伴うものを除く。)に関する現地における特に困難な交渉業務	0 千円	日額 1,000円(勤務時間外に行われた場合1,500円)
高所作業に従事する職員の特殊勤務手当	総務部管財課、環境エネルギー部水大気環境課及び循環型社会推進課、環境科学研究センター、県土整備部、会計局工事検査課、山形空港事務所、庄内空港事務所、港湾事務所、農林水産部、農業総合研究センター、農林大学校、森林研究研修センター、総合支庁、工業技術センター、職業能力開発専門学校並びに産業技術短期大学校に勤務する職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所における測量、調査、監督、保守点検、修理又は職業訓練等の業務	55 千円	日額 220円(地上又は水面上20m以上の場合320円)
農林大学校に勤務する職員の特殊勤務手当	農林大学校に勤務する職員	入校者の指導伝習	4,813 千円	月額 給料の月額の5%
病虫害防除所に勤務する職員の特殊勤務手当	病虫害防除所に勤務する職員で人事委員会規則で定める者		1,878 千円	月額 給料の月額の6%
公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災くらし安心部防災危機管理課及び消防救急課、農林水産部、県土整備部、港湾事務所並びに総合支庁に勤務する職員	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれのある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所もしくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業もしくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。) ① 河川の堤防等 ② 道路法第46条第1項(第2号を除く。)の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ③ 港湾施設等 (2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において災害対策基本法第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立ち退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定により設定された警戒区域その他人事委員会規則で定める地域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督、測量、測量の監督等の作業 (3) 前2号に掲げる作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるもの	0 千円	日額 710～1,080円(作業の時間、場所等によって100分の50～100分の100の加算あり)

警察職員の特殊勤務手当

刑事作業手当	私服勤務の警察職員	犯罪の予防もしくは捜査又は被疑者逮捕の作業	47,055 千円	日額 560円
鑑識作業手当	警察職員	指紋、手口又は写真を利用して行う犯罪鑑識等の作業	3,511 千円	日額 280円(犯罪現場での作業560円)
看守作業手当	警察職員	被疑者等の看守及び護送の作業	7,702 千円	日額 310円
交通捜査作業手当	警察職員	(1) 交通整理又は交通取締りの作業	3,762 千円	日額 310円
		(2) 高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)における(1)の作業	3,397 千円	日額 460円
		(3) 交通事件又は交通事故の調査作業	11,459 千円	日額 560円(夜間の場合840円)
		(4) 高速道路における(3)の作業	755 千円	日額 840円(夜間の場合1,260円)
交通取締用自動車運転作業手当	警察職員	(1) 交通取締用自動車(交通取締用自動二輪車を除く。)の運転作業	3,107 千円	日額 420円
		(2) 交通取締用自動二輪車の運転作業	651 千円	日額 560円
警ら取締作業手当	警察職員	警ら取締作業	33,930 千円	日額 340円
死体取扱作業手当	(1) 人の死体の検視及び取り扱いに関する業務に従事することを常例とする警察職員で人事委員会規則で定める者	(1) 人の死体の検視又は見分等の作業	189 千円	死体1体につき 3,200円
	(2) 上記に掲げる警察職員以外の職員	(3) (1)に掲げる作業	19,432 千円	死体1体につき 1,600円(損傷の著しい死体に係る作業の場合 3,200円)
	警察職員	(3) 人の死体の解剖の補助作業	2,554 千円	死体1体につき 3,200円
山岳遭難救助作業手当	警察職員	山岳遭難者の救助又は捜索の作業	123 千円	日額 630円
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる警ら、警備、捜査、交通取り締まり、鑑識、看守、通信指令又は電子計算機器の運用もしくは保守の業務	42,081 千円	勤務1回当たり 730～1,100円(深夜の勤務が2時間未満410円)
爆発物等処理作業手当	警察職員	(1) 直接行う爆発物又は爆発物容疑物件の確認、運搬、除去、解体等の作業	0 千円	日額 5,200円
		(2) 特殊危険物質(サリン(メチルホスホフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会規則で定めるもの		日額 250円
		(3) 特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業(同一の日に(2)に掲げる作業に従事した場合を除く。)		日額 460円
		(4) 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
坑内作業手当	警察職員	鉱山、土石採取場又は掘さく中のトンネルの坑内における著しい危険を伴う調査等の作業	0 千円	日額 1,900円
緊急呼出手当	警察職員	突発的に発生した作業(犯罪の捜査等、鑑識、交通取り締まり等及び爆発物処理の作業に限る。)に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられ、午後9時から翌日の午前5時までの間において行う当該作業	1,910 千円	勤務1回当たり 1,240円

航空手当	(1) 回転翼航空機の操縦作業に従事する警察職員	回転翼航空機に搭乗して行う回転翼航空機の操縦作業	3,699 千円	1時間当たり 5,100～6,630円
	(2) 回転翼航空機の整備作業に従事する警察職員	回転翼航空機に搭乗して行う回転翼航空機の整備作業	1,093 千円	1時間当たり 2,200～2,860円
	(3) 警察職員	回転翼航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮庄、警備、交通の取り締まりその他人事委員会がこれらの作業に準ずると認めるもの	320 千円	1時間当たり 1,900～2,470円
災害応急作業等手当	警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定めるもの	559 千円	日額 840～1,680円
警衛警護作業手当	警察職員	(1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の身辺の警衛	0 千円	日額 1,150円
		(2) (1)に掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛又は人事委員会規則で定める要人の身辺の警護	86 千円	日額 640円～1,150円
銃器犯罪捜査作業手当	警察職員(防弾装備を装着し、武器を携帯するものに限る。)	(1) 銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業その他人事委員会規則で定める作業	0 千円	日額 1,640円
		(2) 銃器を使用した犯人又は銃器を所持している犯人の逮捕の作業(同一の日に(1)に掲げる作業に従事したときを除く。)		日額 1,100円
		(3) (1)に掲げる作業に付随して行われる固定配置(人事委員会規則で定める固定配置に限る。以下同じ。)(同一の日に(1)及び(2)に掲げる作業に従事したときを除く。)		日額 820円
		(4) (2)に掲げる作業(銃器を使用した犯人の逮捕の作業に限る。)に付随して行われる固定配置(同一の日に(1)から(3)に掲げる作業に従事したときを除く。)		
		(5) 銃器が使用された暴力団の対立抗争に伴い暴力団の事務所等の周囲に配置して行う警戒の作業(同一の日に(1)から(4)に掲げる作業に従事したときを除く。)		
		(6) 暴力団等から危害を受けるおそれのある者への当該危害を未然に防止するために行う保護対策の作業(同一の日に(1)から(5)に掲げる作業に従事したときを除く。)		

特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当	教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が、当該給料表の特2級、2級又は1級である教育職員	次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶもの		
		(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの		
		① 非常災害時における児童もしくは生徒の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務	32 千円	日額 7,500~16,000円
		② 児童又は生徒の負傷、疾病等にとまなう救急の業務	0 千円	
		③ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	0 千円	
(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	23,272 千円	日額 5,100円		
(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日もしくは休日(以下「勤務を要しない日等」という。)に行うもの	47,130 千円			
(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で勤務を要しない日等又は半日勤務時間が割り振られた日に行うもの	221,611 千円		日額 2,700円	
高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当	高等学校の学校職員	(1) 全日制の課程又は通信制の課程の勤務を本務とする教育職員が、夜間において授業を行う定時制の課程の授業を担当すること	0 千円	1時間当たり 900円
		(2) 夜間において授業を行う定時制の課程の勤務を本務とする教育職員が、全日制の課程の授業を担当すること	0 千円	
定時制高等学校の夜間勤務に従事する学校職員の特殊勤務手当	主として夜間において授業を行う定時制の課程を併置する高等学校に勤務する学校職員のうち、「定時制通信教育手当」又は「高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当」を受けない学校職員	夜間における勤務(人事委員会規則で定めるものを除く。)	242 千円	日額 250円
多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち人事委員会の定める教育職員	(1) 3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	11,584 千円	日額 350円
		(2) (1)に掲げる学級以外の学級における授業又は指導	12,393 千円	日額 290円
教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当	小学校、中学校、高等学校、又は特別支援学校に勤務する教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等(当該学校を所管する教育委員会の教育委員会規則に規定する主任等をいう。)で、その職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務に係る業務	52,516 千円	日額 200円

漁船乗組員の特殊勤務手当				
漁獲手当	鳥海丸に乗船勤務する船員	漁業に関する試験、調査、指導又は練習に従事する漁船の乗船勤務	9,294 千円	持代
実習指導手当	教育職員	乗船しての航海及び漁ろう実習に従事する生徒の指導	620 千円	日額 2,400円
乗船勤務手当	庄内総合支庁水産振興課に勤務する職員	試験又は調査に従事する漁船に乗組んで海上で行う漁業法その他漁業関係法規に違反した疑いのある船舶の漁具等の検査、証拠物件の押収もしくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡の業務	14 千円	日額 550円
	水産試験場又は庄内総合支庁水産振興課に勤務する船員以外の職員	漁船に乗組んで行う漁業に関する試験又は調査業務	44 千円	日額 350円
道路上作業手当	総合支庁に勤務する技能労務職員	交通を遮断することなく道路上において行う舗装の打換え、カバーリング、パッチングもしくは路面整正の作業又は橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、共同溝、防護さく、分離帯、区画線もしくは道路標識の新設、改築、維持又は修繕の作業	1,885 千円	日額 300円(作業に従事した時間が4時間に満たない場合 180円)
種雄牛馬豚取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	農林大学校及び農業総合研究センターに勤務する技能労務職員	種雄牛馬豚の自然交配もしくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のための種雄牛馬豚を御する作業	284 千円	日額 230円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	3,706,384 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	549 千円
支給実績(令和2年度決算)	3,954,816 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	584 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職又は採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対し、支給される手当(月額) ・医師・歯科医師 最高368,800円 ・獣医師 最高30,000円	同じ		53,054 千円	1,001,019 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・給料表別、職務の級別、区分別に定められた額を支給	同じ		959,496 千円	682,430 円
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・扶養親族たる配偶者、父母等6,500円(行政8級職員等にあっては3,500円、行政9級職員等に対しては支給しない)、扶養親族たる子10,000円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同じ		1,585,222 千円	241,502 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家:家賃に応じた額(28,000円限度) ・単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の額の2分の1(月額)	異なる	【国の制度】手当の支給対象となる家賃額の下限16,000円(県 14,000円)	792,858 千円	311,781 円

通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・ 交通機関利用者: 運賃等相当額(1箇月当たり・最高55,000円) ・ 交通用具使用者: 通勤距離区分に応じた定額(月額・最高53,000円)	異なる	【国の制度】 交通用具使用者の手当額(月額・最高31,600円)	1,437,504 千円	106,348 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当 ・ 基礎額(30,000円) + 距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同じ		139,075 千円	424,009 円
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員及び警察職員に対して支給する手当 ・ 給料及び扶養手当の月額に、級地区分に応じた支給割合(1級2%~6級12%)を乗じて得た額(月額)	異なる	【国の制度】 ・ 給料及び扶養手当の月額に、級地区分に応じた支給割合(1級4%~6級25%)を乗じて得た額(月額)	9,479 千円	305,774 円
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校並びに高等学校に勤務する学校職員に対して支給される手当 ・ 給料及び扶養手当の月額に、級地区分に応じた支給割合(準級2%~5級12%)を乗じて得た額(月額)	—		26,370 千円	156,964 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な優遇措置を講じ、優秀な人材を確保し、学校教育の水準の維持向上に資することを目的として支給される手当 ・ 級号給に応じた定額(月額・最高8,000円)	—		577,864 千円	69,976 円
定時制通信教育手当	定時制教育及び通信教育に携わる高等学校の教育職員の職務の複雑性・困難性に対して支給される手当 ・ 給料の月額に、支給割合(校長及び教頭8%、その他の教諭10%)を乗じて得た額(月額)	—		54,604 千円	478,982 円
産業教育手当	高等学校における農業、水産、工業及び電波に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興のため支給される手当 ・ 給料の月額に、支給割合(定時制通信教育手当受給者6%、その他の者10%)を乗じて得た額(月額)	—		140,158 千円	486,660 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の改良普及事業に従事する職員の職務が科学的な技術及び知識と教育的な指導能力を必要とし、また、巡回指導を主とする不規則かつ強度の勤務を行うという職務の特殊性に対して支給される手当 ・ 給料の月額に、支給割合(6%)を乗じて得た額(月額)	—		29,652 千円	239,129 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・ 滞在日数等に応じた定額(日額・最高6,620円)	—		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当 ・ 1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数	同じ		129,297 千円	171,938 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・ 支給区分に応じた定額(1回当たり最高・医師等21,000円)	同じ		417,026 千円	312,145 円

管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日等に勤務した場合に支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職手当の支給割合に応じた定額 (勤務を要しない日等:1回当たり最高・部長級12,000円) (勤務を要しない日等以外の日の午前零時から午前5時:1回当たり最高・部長級6,000円) 	同じ		6.669 千円	12,875 円
寒冷地手当	<p>寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増高するために、設けられた手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額(月額・最高17,800円) 	同じ		739.706 千円	64,451 円